

東京都立八潮高等学校 いじめ防止基本方針

1 いじめ問題への基本的理念

- (1) 「いじめ」を生まない、許さない、生徒が「いじめ」についての理解を深める学校を目指す。
- (2) 生徒を「いじめ」から守り通し、安心して学校生活を送ることができる学校運営を図るとともに、生徒の「いじめ」解決に向けた行動を促す。
- (3) 教職員の問題意識を向上させ、学校一丸となって組織的な取組を行う。
- (4) 保護者や地域、関係諸機関と連携し、問題解決に向けた取組を行う。

2 学校及び教職員の責務

本校および本校教職員は、基本理念にのっとり、本校に在籍する生徒等の保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者との連携を図りつつ学校全体で「いじめ」の防止及び早期発見に取り組むとともに、本校に在籍する生徒等が「いじめ」を受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。

3 いじめ防止等のための組織

(1) 学校いじめ対策委員会

ア 設置の目的

本校は、いじめ防止等に関する機関及び団体の連携を図るため、「学校いじめ対策委員会」を設置する。

イ 所掌事項

- いじめの理解と未然防止
- いじめの早期発見
- いじめ早期対応のための取組
- 重大事態への対処

ウ 会議

年3回の定期会議及び必要に応じて開催する。

エ 委員構成

校長、副校長、生活指導主任、学年主任、養護教諭、スクールカウンセラー
その他校長が必要と認める者。

(2) 学校サポートチーム

ア 設置の目的

いじめが生まれる背景や問題の複雑化など、いじめの多様化とともに学校だけでは対応しきれない場合もあるため、学校いじめ対策委員会を支援する組織として、学校サポートチームを設置する。

イ 所掌事項

- 学校いじめ対策委員会の支援
- 警察・児童相談所等の関係諸機関との連携
- PTAとの連携・協力体制
- 地域との連携・協力体制

ウ 会議

年1回の定期会議及び必要に応じて開催する。

エ 委員構成

校長、副校長、学校運営連絡協議会委員、その他校長が必要と認める者

4 段階に応じた具体的な取組

(1) 未然防止のための取組

- ア 学校全体での「いじめ根絶」に向けた取組を生徒、保護者にむけて積極的に発信する。そのために生徒の学習環境を整備し、授業規律の厳守、ルールやマナーを守る意識を高揚させる。
- イ 学級担任は学級経営の責任者であることをしっかりと自覚し、とりわけ問題を抱えている生徒がいる場合には、積極的にコミュニケーションをとり、生徒との信頼関係を構築する。
- ウ 道徳教育及び人権教育の充実、部活動や学校行事の推進などにより、生徒の自己肯定感や有用感を育む。
- エ 生徒会が主体となって、生徒自らが「いじめ」について深く考え、生徒自身がいじめ防止を訴えるような取組を推進する。

(2) 早期発見のための取組

- ア 生徒・保護者にむけて保健室、スクールカウンセラーの利用について周知等による相談体制の整備を実施する。
- イ 週1回のスクールカウンセラーとの相談窓口の開設および年度当初における1年生全員とスクールカウンセラーとの面談を実施する。
- ウ 学級担任による生徒全員の三者面談または二者面談の年2回の実施。期末考査後における面談を行う。
- エ P T A運営委員会、保護者会等で学校の「いじめ防止」・「いじめ対応」の方針を周知し協力を要請する。
- オ 定期的に「いじめ」アンケート調査や生活意識調査を実施し、早期発見に努める。

(3) 早期対応のための取組

- ア 学年、生活指導部が中心となって、授業や休み時間等に行う生徒の観察を「いじめ」の実態把握に役立てる。
- イ 「いじめ」を把握した場合、「いじめ」を受けた生徒の安全の確保とともに、「いじめ」解決のための対応方針を適切に策定し、組織的な対応を行う。
- ウ 「いじめ被害」を受けた生徒の心理的ストレスを軽減するため、スクールカウンセラーと協力して被害の生徒やその保護者のケアを行う。
- エ 「いじめ」を行った生徒に対し、再発防止に向けて適切かつ継続的に指導及び支援するための対応策について、学校サポートチームを通じて、警察・児童相談所等の関係諸機関と協議する。

(4) 重大事態への対処

- ア 重大事態とは、在籍する生徒の「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある。」「相当な期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある。」ことを指し、万一重大事態と思われる案件が発生した場合には、直ちに学校はいじめられた生徒の安全の確保と安心・安全な教育環境の確保に努める。さらにいじめた生徒に対しては、必要な教育上の指導や法的な措置もあり得るという姿勢で臨む。
- イ 「いじめ」が犯罪行為として取り扱われる場合には、警察等との連携を行う。
- ウ 学校は重大事態と思われる案件が発生した場合には、直ちに東京都教育委員会に報告する。
- エ 学校は「いじめ」を受けた生徒やその保護者に対して、調査によって明らかになった事実関係について説明する。

5 教職員研修計画

- (1) 「いじめ対策委員会」を中心に、校内の組織的な取組を確実に進めるように校内研修を年2回実施する。
- (2) 学年と教科の会にて生徒の情報共有の機会を年2回実施する。

6 保護者との連携及び啓発の推進に関する方策

- (1) 保護者会等にて「いじめ」の情報や学校の取り組み姿勢を発信し、保護者からの早期の情報提供につながるよう協力体制の構築を図る。
- (2) 教員またはスクールカウンセラーによる保護者への個別相談を実施し、保護者が相談しやすい環境を整備する。

7 地域及び関係機関や団体等との連携推進の方策

- (1) 地域や警察などの関係諸機関の行事などへ積極的に参加し、地域からも見守られていることを実感できる関係を築く。
- (2) 犯罪行為や虐待などが疑われる場合などは、学校サポートチームを通じた警察や児童相談所の連携強化に努める。

8 学校評価及び基本方針改善のための計画

- (1) 「いじめ」防止等に関する学校評価アンケートによる学校評価を実施する。
- (2) 「学校いじめ対策委員会」について学校評価を実施する。
- (3) 「学校サポートチーム」について学校評価を実施する。
- (4) 学校評価の結果をふまえ、学校運営連絡協議会にて年1回の検証を行い、その改善を図る。

いじめ対策委員会

令和5年6月

